

大口町告示第123号

社会福祉法人等による生活困難者等に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和1年9月30日

大口町長 鈴木雅博

社会福祉法人等による生活困難者等に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

社会福祉法人等による生活困難者等に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱（平成17年大口町告示第124号）の一部を次のように改正する。

様式第8中「平成」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。